

不法行為ゼミ

No. 2 '01年10月10日

文責：山岸 俊輔

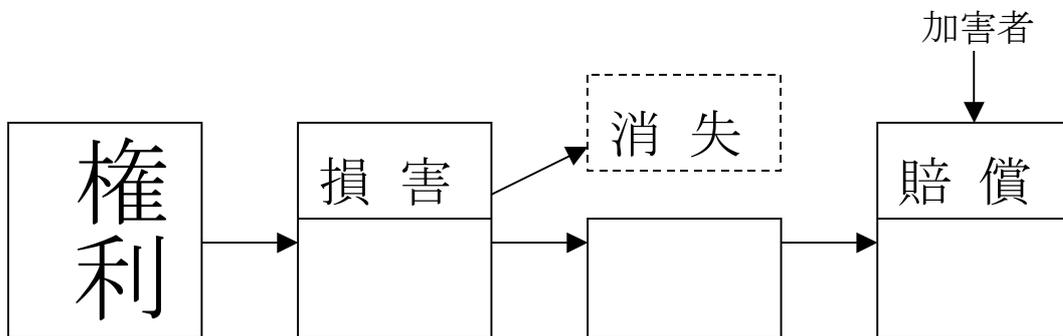
2章 不法行為ってなんだろう？

1 意義

- ・不法行為：あるものが他人の権利ないし利益を違法に侵害した結果、他人に損害を与えたという場合に、被害者が加害者に対して金銭賠償を請求する債権が発生する制度
e.g. 今市さんが過失により森さんを自転車で引いてけがをさせた。

2 趣旨・機能

① 被害者の救済（損害の填補）



② 被害の公平な分担

- ・不法行為制度は、加害者・被害者間の利害の調節を図り、より一般的には、社会に生じた損害の公平な分担を定めることを目的とする。だから、過失責任を採用している。

③ 将来の不法行為の抑止

- ・不法行為の制度の存在によって、人々は注意深く行動したり、危険な行為を控えると考えられるから、不法行為制度は将来の不法行為を抑止する効果を持つ。

3 一般不法行為と特殊の不法行為

(1) 一般不法行為（709条）

- ・原則的な不法行為についての規定である。

(2) 特殊の不法行為（714条～719条）

- ・一般不法行為の原則を何らかの形で修正しているもの。修正は、過失の立証責任を修正したり、無過失責任を課すなどの点にある。

e.g. 監督者責任（714条）、使用者責任（715条）、工作物責任（717条）、
動物占有者の責任（718条）、共同不法行為（719条）

3章 一般不法行為の要件

1 一般不法行為の要件

- ① 故意・過失 (709条)
 - ② 権利侵害 (709条)
 - ③ 損害の発生 (709条)
 - ④ 因果関係 (709条)
 - ⑤ 責任能力 (712条、713条)
 - ⑥ 違法性阻却事由のないこと (720条等)
- 原告に立証責任のある要件
- 被告側の抗弁事由

かつては①・⑤が主観的要件、その他が客観的要件と呼ばれた。しかし今日ではより客観的な判断を①・⑤にも行うため主観的要件というのはなじまない。

2 ①故意・過失 (709条) (内民Ⅱ P311～331)

(1) 過失責任主義と自己責任の原則

・人は、自己の行為について注意を払って活動さえすれば、他人に損害を与える結果が生じて、不法行為責任を負わされることは無い。

(2) 故意 (内民Ⅱ P330～331)

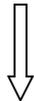
・故意：自己の行為が他人の権利・利益を侵害することを認識しながら、あえて行為する心理状態

(3) 過失

(a) 過失概念の変遷 (内民Ⅱ P311～314)

かつての通説

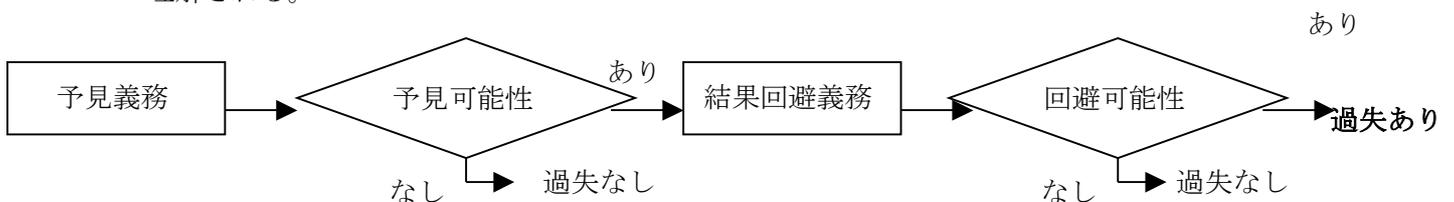
過失：結果の発生を予見しえたのに、注意しなかったという心理状態…[主観的過失]



今日での一般

過失：損害発生の見込みがあるのに、不注意によりこれを予見せず、結果の発生を回避する行為義務(結果回避義務)を怠ったこと…[客観的過失]

・予見可能でなければ結果回避義務も発生しない。したがって、予見可能性は結果回避義務の前提として理解される。



・旧来の主観的過失を問題とする古典的過失概念は、客観化された行為義務違反としての過失を問題とする過失概念へと変容されている。

(b) 変遷の理由

- ①訴訟の性質 (心理状態の立証は非常に困難・当事者を説得する必要性)
- ②今日の不法行為は極めて高度な企業活動をも含む

重要判例 大阪アルカリ事件 (内民Ⅱ P315～317, 百選 77 事件)

争点…過失の基準とは？

原 審：損害を予見していた、又は予見すべきだった以上過失あり …予見可能性説

大 審 院：損害回避のための相当な設備を施していれば過失なし …結果回避義務説

差 戻 審：予見の可能性を判断した上で結果回避義務違反があったかを判断→過失あり

※ハンドの定式 (内民Ⅱ P317～319)

回避コスト (B) < 損害発生の見込み (P) × 被侵害利益の重大さ (L) ⇒ 過失あり

(4) 故意・過失の立証責任

(a) 原則

- ・被害者側にあるのが原則である。

(b) 中間責任

- ・過失責任主義の下では被害者が加害者の故意・過失を立証しなければ損害賠償を受けられないのが原則であるが、法律の中にはこの**過失の立証責任を被害者から加害者に転換**し、加害者が無過失を立証しない限り責任を免れないとするものがある。これを、過失責任主義と無過失責任主義との中間にあたるという意味で**中間責任**という。

e.g. ①監督者責任（714条） ②使用者責任（715条）
③工作物の占有者責任（717条1項） ④動物占有者の責任（718条）

(5) 高度な過失（内民Ⅱ P320～328）

(a) 業務上の過失

- ・過失を認定する際に常に最高水準の行為義務が課せられているわけではないが、場合によっては相当高度な行為水準が要求されることがある。それが危険を伴う業務に従ずる者の過失である。

e.g. 交通機関の運転業務、医師の診察、食品・医療品の製造、公害など

(b) 医療事故の判例

重要判例

東大梅毒輸血事件（内民Ⅱ P321）

争点…医師にどこまでの問診義務があるのか？

- ・採血に際し慣行に従い問診を省略

最高裁：「危険防止のために実験上必要とされる**最善の注意義務**を要求される」

慣行は過失判断の一要素に過ぎないとして高度の問診義務を要求→**過失あり**

重要判例

未熟児網膜症（内民Ⅱ P322～323、百選 78 事件）

争点…医師に要求される注意義務の基準はどこにあるか？

- ・未熟児に長時間酸素投与すると、網膜がやられ失明。
- ・昭和 40 年代後半、その治療法（光凝固法）が開発される。

最高裁：「注意義務の基準となるべきものは、診療当時のいわゆる**臨床医学の実践における医療水準**である。」→**過失なし**

重要判例

インフルエンザ予防接種事件（内民Ⅱ P324～325）

争点…医師の問診が不十分であったか？

- ・11ヶ月の男児が保健所において勧奨接種。
- ・1週間前から間質性肺炎及び濾胞性大腸炎にかかっていたため接種の翌日に死亡。

最高裁：「担当医師は接種に際し右結果を予見しえたものであるのに過誤により予見しなかったものと**推定**するのが相当である」→**過失あり**

※過失の一応の推定（内民Ⅱ P325～328）

裁判官の心証が「**過失あり**」にならなければ（不明の場合でも）過失はなかったと判断するのが原告に過失の立証責任があるということなのだが、例外として原告が裁判官の心証を「**過失ありかも**」まで持っていった場合において今度は被告の方でこの推定を覆す事実を証明しないと「**過失あり**」とすることである。立証責任の所在は変わっていないが、原告の立証は原則に比べて楽になる。さらに「**過失ありかも**」の範囲が広くなれば事実上過失の立証責任の転換があったのと変わらなくなる場合もある。